

がんばる新たな担い手を応援します

親元就農

支援事業

助成対象期間

令和3年1月1日~令和3年12月31日

※上記期間中に支払った費用が対象となります。

申請期間

(第1回)令和3年 6月21日~令和3年7月20日 (第2回)令和3年12月20日~令和4年1月20日



知識・技術の習得費用を

年間最大20万円まで助成します。

対象者

次の(1)、(2)のいずれかの方

- (1)次の以下の要件をすべて満たす方
- ① 県内で就農する者
- ② 年齢が18歳以上50歳未満の方(令和3年1月1日時点)
- ③ 親元(注1)のもとで農業を学んでいる方
- ④ 就農してから5年以内で、今後も県内で 就農する予定の方
- (2)青年部に入っており、助成対象期間終了日から 1年以内に県内に住む3親等以内の親族のもとで 就農する予定があり、かつ上記②を満たす方

助成対象費用

親元(就農受入者)が上記の助成対象期間中に、 親元就農者の知識や技術習得のために 支出した、次の費用となります。

- ① JA、県、農林大学校などが主催する研修の受講料
- ② 青年部及び部会が主催する研修費及び視察費など
- ③ 先進農家視察・農業経営研修にかかる研修費
- ④ 親元就農者の就農上、必要となる 資格・ライセンスの取得費

(例)フォークリフト免許、お茶インストラクター資格、ドローン運用に係る講習・技能認定、大型特殊免許など

ただし、一般的な資格(例:普通自動車第一種・第二種免許、英検など)を除く。

(注1)親元(就農受入者)は対象者の3親等以内の親族で、県内に在住するJA正組合員の方とし、原則青色申告者に限ります。 ※ 助成金は、原則習得費用の支払いをした親元(就農受入者)に対して、交付します。 ※ 申請は、親元就農者と親元(就農受入者)の連名で行ってください。

詳しくはお近くのJAまでお問い合わせください。

